



だいにっぽんていこくけんぽう

## 大日本帝国憲法は、どんな憲法だったの



てんのう しゅけんしゃ けんげん  
 天皇を主権者として、大きい権限をあたえ、国民  
 きほんてきじんけん  
 の基本的人権は制限していたんだよ。

大日本帝国憲法は1889年2月11日に、「天皇からさずかる」という形で発  
 布されました。全文は76か条で、第1章「天皇」（17か条）、第2章「しんみんけん  
りぎむ臣民権  
 利義務」（15か条）、第3章「帝国議会」（22か条）、第4章「こくむだいじんおよびすう  
みつこもん国務大臣及枢  
 密顧問」（2か条）、第5章「司法」（5か条）、第6章「会計」（11か条）、  
 第7章「ほそく補則」（4か条）に分かれています。この憲法の内容は、次の通りです。

## 天皇を主権者として、国を統治する権限をあたえた

主権は天皇がもち、天皇の位は血筋によって代々受けつがれる。りっぽうけん ぎょうせい  
けん しほうけん立法権・行政  
 権・司法権は、すべて天皇の大権（たいけん統治権）に属する。天皇は陸軍・海軍の大元  
すい帥として、軍隊・軍備・戦争など軍事に関することを決める権限（ぐんじけん軍事権）をもつ。

天皇は議会を通さずに、一定の範囲で法律を定めたり、予算を決めたりできる。

天皇は議会を通さずに、条約を結ぶ、戦争を始める、戦争をやめる、かいげんれい  
 戒厳令（非  
 常事態の時に軍隊を出動させる権限）を発する、くんしょう勲章をあたえるなどを行うこと  
 ができる。

## 国民の基本的人権は、制限がつけられた

しんみん臣民（国民）は兵役・のうぜい納税の義務がある。臣民は法律の範囲内で、居住・移転・  
ちよさく言論・著作・出版・集会・結社の自由がある。法律で定めた場合を除いて、住居  
しんにゆうに侵入されたり、そうさく搜索されたり、ひみつ信書の秘密や所有権をあか侵されたりしない。

## その他のおもな内容

ていこくぎかい きそくいん しゅうざいん帝国議会は貴族院と衆議院からなる。貴族院は皇族・こうぞく かぞく華族・ちよくにんざいん勅任議員（天皇か  
 ら任命された議員）からなる。衆議院は公選された議員からなる。国務大臣は  
 天皇を助ける。